

一宮町告示 第16号

地方税法第416条の規定に基づき、令和5年度固定資産税土地・家屋縦覧帳簿を、次のとおり縦覧に供する。

令和5年3月 29日

一宮町長

馬淵 昌也



1 縦覧期間

令和5年4月3日から令和5年5月1日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

3 縦覧場所

一宮町一宮2457番地

一宮町役場税務課